



証券コード：9913

日邦産業株式会社

証券コード：9913

第73期 定時株主総会 議案概要のご説明

各議案の詳細は、「招集ご通知」をご参照ください。

URL <https://www.nip.co.jp/ir/.assets/73-syousyu.pdf>

2024年 5月24日
代表取締役社長
岩佐 恭知

会社提案議案

株主の皆様のご賛同をお願い申し上げます。

第1号議案

剰余金の処分の件

賛成

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

賛成

第3号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

賛成

第4号議案

当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針
（買収への対応方針）継続の件

賛成

株主提案議案

取締役会の意見：すべての議案に反対いたします。

第5号議案

剰余金処分の件

反対

第6号議案

定款の一部変更の件（剰余金の配当方針について）

反対

第7号議案

定款の一部変更の件
（取締役による株主との面談対応について）

反対

※株主提案の詳細は、「招集ご通知」の50頁から61頁をご参照ください。

第1号議案

剰余金の処分の件

概要

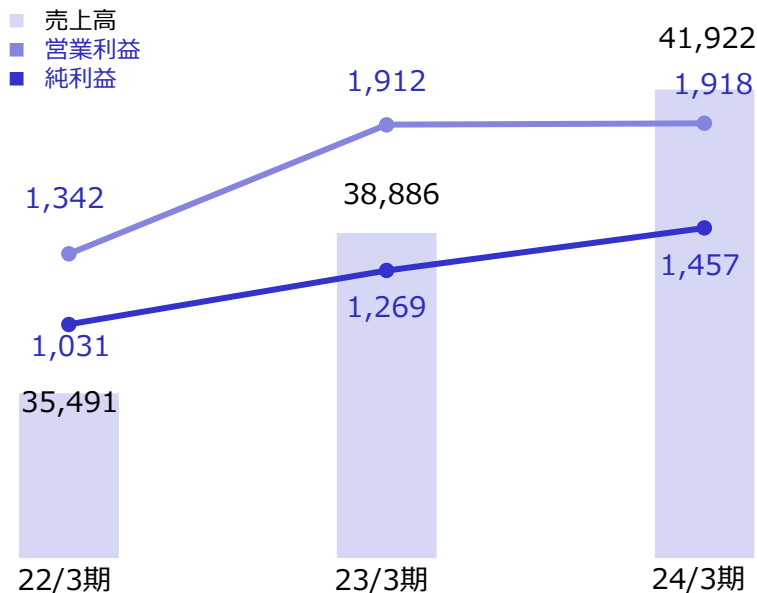
1株につき74円の配当を提案するものです。

当社は、「**持続的な利益成長に合わせた増配**」を株主還元の基本方針に掲げ、配当総額、配当性向ともに持続的に向上させていくことを目指しております。

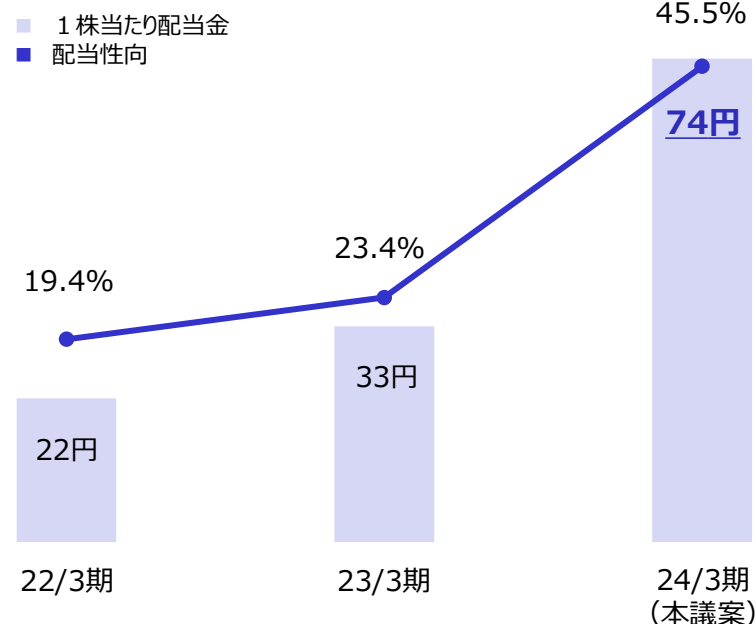
実際に下表のとおり、当社は、**2022年3月期、2023年3月期にかけて、利益成長に合わせて配当総額と配当性向を向上**させており、本議案を株主の皆様にご承認いただいた場合には、2024年3月期は、配当総額と配当性向のさらなる向上を実現することができます。

業績の推移

(単位：百万円)



株主還元の推移



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

概要

5名の再任者と1名の新任者の選任をお願いするものです。

各取締役候補者の「役職等」と「当社の中長期的な企業価値向上を図るために取締役会として備えるべきスキル」は下表のとおりです。全6名が一丸となって、中期経営計画2025のビジョン、実行戦略及び定量目標の達成に向けて取組んでまいります。

	氏名	役職等	中長期的な企業価値向上を図るために取締役会として備えるべきスキル							
			経営戦略	事業戦略			会計・財務・税務	IR・ESG	人事労務・人材開発	法務・知財・リスク管理
				営業・マーケティング	生産・技術開発	グローバル				
再任	岩佐 恭知	社長	●	●	●	●			●	
再任	三上 仙智	常務 コーポレート・経営企画 兼新事業開発担当	●				●		●	●
再任	中村 篤志	商事本部長		●		●			●	
新任	岡島 雄二	メカトロニクス本部長			●	●			●	
再任	後藤 昌弘	社外取締役 独立								●
再任	土地 陽子	社外取締役				●	●	●		

※各候補者の活動概況、期待役割と取締役候補者とした理由は、「招集ご通知」9頁から14頁及び20頁をご参照ください。

第3号議案

監査等委員である取締役
5名選任の件

概要

4名の再任者と1名の新任者の
選任をお願いするものです。

各監査等委員である取締役候補者の「役職等」と「当社の中長期的な企業価値向上を図るために取締役会として備えるべきスキル」は下表のとおりです。全5名が一丸となって、当社のガバナンスを維持・向上させるために当社経営の監督・監査に努めてまいります。

	氏名	役職等	中長期的な企業価値向上を図るために取締役会として備えるべきスキル							
			経営戦略	事業戦略			会計・財務・税務	IR・ESG	人事労務・人材開発	法務・知財 ・リスク管理
				営業・マーケティング	生産・技術開発	グローバル				
再任	川邊 浩之	監査等委員長		●	●	●			●	●
再任	梅野 勉	社外取締役 独立	●	●	●	●			●	
再任	池田 桂子	社外取締役 独立								●
再任	蒲生 貞一	社外取締役 独立					●			
新任	玉置 浩一	社外取締役 独立					●			

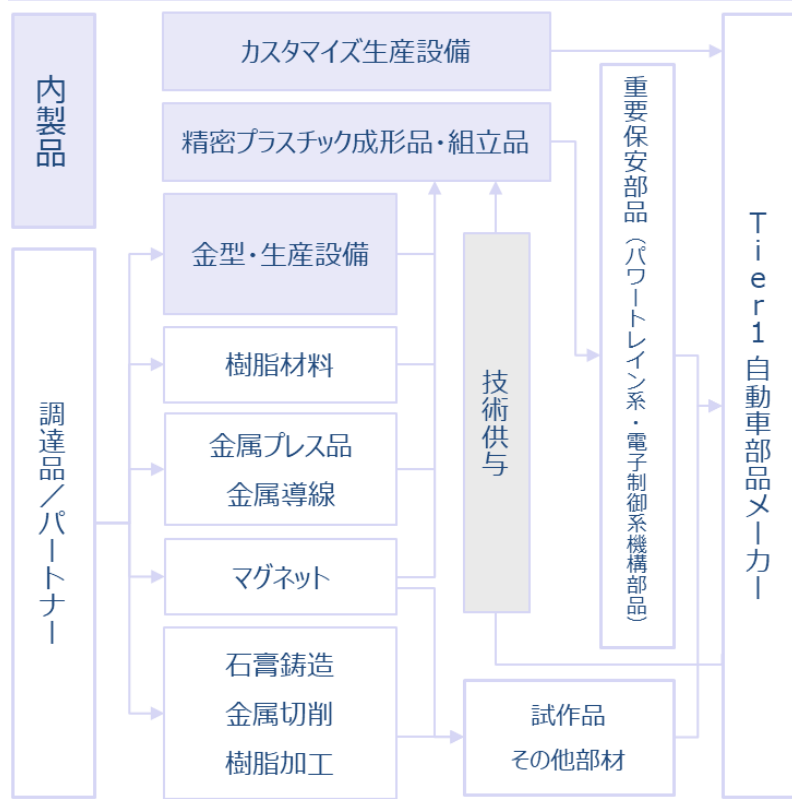
第4号議案

買収への対応方針の
継続の件

概要

来期度の定時株主総会の終結の時迄を有効期間とする「買収への対応方針の継続」をお願いするものです。

バリューチェーン



■ 当社 □ 顧客・パートナー・調達先

本議案の提案背景

- 左の模式図は、当社の主要3セグメントの一例として、モビリティ（自動車部品）事業のバリューチェーンをまとめたものです。ご覧の通り、お客様がとて大切になっている機密情報（コア技術）の供与を受けて、主要なお取引をさせていただいており、エレクトロニクス、医療・精密機器事業においても、お客様と緊密に連携しつつ、技術等に関わる機密情報の交換を行いながらお取引をさせていただいております。
- 当社はこのような状況下にありますことから、十分な事前検討がなされないままに行われた当社株式の大規模買付によって、当社の支配権の異動がなされた場合
↓
大規模買付の態様や大規模買付者の世評によっては、機密情報の流出を懸念されたお客様の判断によって、次のようなリスクが発現する可能性があります
 - ✓ 当社に対する機密情報の使用禁止
 - ✓ 当社との取引の停止並びに収益の悪化
 - ✓ 収益の悪化による当社の企業価値及び株主共同利益の棄損

本議案の提案理由

- 当社取締役会は、このような機密情報の供与を受けて主要な事業を運営している状況があることを踏まえ、大規模買付者に対して情報提供を求め、その提供された情報を当社取締役会が検討・評価するプロセスを確保し、株主の皆様に必要な情報をご提供することができるようにするために、株主の皆様、「本議案」を提案させていただきます。

※なお、GLOBAL ESG STRATEGY様より、「買収防衛策の廃止の件」を株主提案いただきましたが、個別の議案として取り扱うのではなく、本議案に対する反対の意向表明として取り扱うこととし、本株主提案の原文を次頁に、本株主提案に対する当社取締役会の意見を7頁にまとめます。

GLOBAL ESG STRATEGY様（以下、「本株主」といいます。）による反対の意向表明

【議案の要領】

2019年4月23日開催の当社取締役会に基づき導入、第68期定時株主総会決議に基づき継続され、直近では2023年5月19日開催の当社取締役会及び第72期定時株主総会に基づき継続された当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を廃止する。

【提案の理由】

株式の大量取得行為に関する法規制やコーポレートガバナンス・コードの発展及び浸透、①企業買収における行動指針、買収後の企業の発展を志向した買収の主流化などの変化に伴い、買収防衛策の意義はいまや失われ、買収防衛策を導入する企業は減少しています。

当社では、2009年に会社は株主のものであるとの「資本主義の原則に立ち返」ることを謳い、同種のプランを廃止したにも関わらず、10年後、特定の株主による買付を受け、②有事を理由として取締役会の決議に基づき、買収防衛策を「再導入」したものであり、極めて前時代的と言わざるを得ません。特定の株主による影響力の増加が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの判断は、株主自身に委ねられるべきです。当社の買収防衛策は、当社の株主総会において廃止の決議をすることが出来ることを前提としています。当該定めに従い、当社の買収防衛策の廃止を提案します。

※①②の記載に対して、次頁に「当社取締役会の意見」をまとめさせていただきます。

前頁の「反対の意向表明」に対する当社取締役会の意見

本株主提案の提案理由 にある2つの記述	当社取締役会の意見	詳細
① 企業買収における行動指針、買収後の企業の発展を志向した買収の主流化などの変化に伴い、買収防衛策の意義はいまや失われ	買収への対応方針を定める意義が失われたとはいえません	<p>経済産業省が2023年8月31日に公表した「買収行動指針」の「第5章 買収への対応方針・対抗措置」に「買収への対応方針」を定めることの意義が記載されています。</p> <p>※ その記載内容については、「招集ご通知」の52頁から53頁の①をご参照ください。</p> <p>URL https://www.nip.co.jp/ir/.assets/73-syousyu.pdf</p>
② 有事を理由として取締役会の決議に基づき、買収防衛策を「再導入」したものであり、極めて前時代的と言わざるを得ません	当社が再導入した「買収への対応方針」については、名古屋高等裁判所がその正当性を認めております	<p>「令和3年（ウ）第138号 保全異議申し立て事件の決定に対する保全抗告事件」にかかる名古屋高等裁判所の決定（名古屋高決令和3年4月22日）における決定理由において、当社が再導入した「買収への対応方針」について、その正当性が認められています。</p> <p>※ その記載内容については、「招集ご通知」の53頁の②をご参照ください。</p> <p>URL https://www.nip.co.jp/ir/.assets/73-syousyu.pdf</p>

第5号議案について、当社取締役会は**反対**いたします。

第5号議案 剰余金処分の件

概要

1株につき163円の配当を提案するものです。

本株主からの提案理由

※詳細については、「招集ご通知」54頁から55頁をご参照ください。

- 当社は、本年3月に中期経営計画を改定し、人的資本投資と成長投資を60億円とし、配当性向50%に引き上げつつ継続的に増配する計画を公表しています。当社はそれ以前は約29億円のネットキャッシュを有しながら、我々に対しネットキャッシュであることが当社の最適な資本構成だと考えていると強弁していたところ、多少ネットデットになる資金計画を公表したことは一定の評価に値します。
- それでも当社は引き続き大幅な財務余力を維持することとなり、十分に効率的な資金計画とはいえません。東証の要請する「バランスシートをベースとする資本コストや資本収益性を意識した経営」からも未だ乖離しており、現時点で十分な投資計画が示されない以上、大胆な株主還元として純資産配当率(DOE) 10%の配当を提案します。DOE10%、配当利回り3%と想定した場合、当社株価は約5,450円(現在株価の約3倍)まで上昇することが見込まれます。

株主提案議案に対する当社取締役会の意見

※詳細については、「招集ご通知」56頁をご参照ください。

(単位：百万円)

	FY2021	FY2022	FY2023
売上高	35,491	38,886	41,922
営業利益	1,342	1,912	1,918
純利益	1,031	1,269	1,457
1株当たり配当金	22円	33円	※74円
配当性向	19.4%	23.4%	※45.5%

- 当社取締役会は、**将来の利益成長につながる事業投資を行っていくことが、株主の皆様への利益の向上に資するものである**と考え、2025年度迄に「人的資本 & 新規事業開発 & 機能強化」を目的とした60億円の成長投資を計画しております。
- **会社提案議案(第1号議案)は、当社の持続的な利益成長と株主の皆様への持続的な増配を両立させていくことを目的**としております。
- 一方、**本議案は、純資産配当率(DOE)10%にあたる金163円の配当を求めるものであり、当社が利益成長につながる事業投資を行っていくよりも、また、当社の持続的な利益成長と株主の皆様への持続的な増配を両立させていくことよりも、短期的な株主への利益還元が優先されるべきである、とのご提案であると捉えざるを得ません。**

※は、本定時株主総会-第1号議案として会社提案させていただく金額等です。当社取締役会は、持続的な利益成長とこれに合わせた増配を実現してまいりました。

したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第6号議案について当社取締役会は**反対**いたします。

第6号議案

定款の一部変更の件
(剰余金の配当方針について)

概要

配当性向100%又は純資産配当率 (DOE) 10%のどちらか高い方を年間配当額とすることを2024年度及び2025年度の配当方針とし、これを定款に定めることを提案するものです。

本株主からの提案理由

※詳細については、「招集ご通知」57頁から58頁をご参照ください。

- 当社は改定中計において、投資計画と株主還元に見られるものの、依然過度に資金を留保しており不十分です。我々は2023年度の期末配当のDOE10%の配当に加え、過度な内部留保資金の株主還元のための一時的な手当てとして、2025年度までの期間、同水準の配当を維持すること、並びに配当性向及びDOEを配当決定方針に加えることを提案します。
- 本提案の配当方針による財務インパクトを、当社改定中計の売上・利益計画、減価償却費と同額の設備投資を行う等の保守的な前提条件で合理的に検証したところ、2025年度末でネットD/Eレシオ 0.2倍、ネットデット/EBITDA 0.9倍、純資産比率 47%となりました。当社は我々に、ネットデット/EBITDAの4～5倍は銀行から資金借入可能との見解を示す等しており、本提案によっても当社の財務健全性を損なわず、引き続き大幅な財務余力を有することは明らかです。

株主提案議案に対する当社取締役会の意見

※詳細については、「招集ご通知」59頁をご参照ください。

- 前頁で述べました通り、**会社提案議案（第1号議案）**は、**当社の持続的な利益成長と株主の皆様への持続的な増配を両立させていくことを目的としております。**
- 一方、**本議案は**、2024年度及び2025年度において、配当性向100%又はDOE10%のどちらか高い方を満たす年間配当額とする配当方針を採用し、法令上許される限り、当該配当方針に従って年間配当額を決定することを定款に定めることを求めるというものです。
- しかし、本議案は、当社が、**将来の利益成長につながる事業投資を行っていくことよりも、また、持続的な利益成長とこれに合わせた株主の皆様への持続的な利益還元の向上（増配）を両立させていくことよりも、短期的な株主への利益還元が優先されるべきである、とのご提案であると捉えざるを得ません。**また、**本議案の内容を定款に定めることとなりますと**、当社の業績状況や事業投資に用いる資金の必要性等にかかわらず、**画一的な計算方法で配当額を決定することとなりますので**、**将来の利益成長につながる有効な投資計画その他の資金使途を決定するための機動性や柔軟性が損なわれることが明らかです。**

したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第7号議案について当社取締役会は**反対**いたします。

第7号議案

定款の一部変更の件
(取締役による株主との面談
対応について)

概要

3%以上の議決権を有する株主から、取締役に対して個別面談の要請があった場合、20営業日以内にその要請に応じる旨を定款に定めることを提案するものです。

本株主からの提案理由

※詳細については、「招集ご通知」60頁をご参照ください。

- 我々は、本株主総会に先立ち、当社に対し全取締役との個別面談を重ねて申し入れましたが、取締役との集団面談の対応がされたのみでした。コーポレートガバナンス・コードは、上場会社は企業価値向上のため株主総会の場以外において、株主との間で建設的な対話を行うべきとしています。また、株主平等原則は、合理的な範囲で保有株式数に応じて取り扱いの差異を設けることを許容しており、企業価値向上の観点から対話を実施するにあたり、大株主との個別面談を妨げるものではありません。定款において、取締役による大株主との個別面談応答の義務を明記しこれを実施することは、株主との建設的対話が促進されることを通じて当社の企業価値向上に資するのみならず、当社の経営陣の透明性、開かれた態度を表すものとして画期的であり、当社が他の上場企業の先駆的存在であると内外に示すことは、市場による当社株価の評価にもつながります。

株主提案議案に対する当社取締役会の意見

※詳細については、「招集ご通知」61頁をご参照ください。

- 当社取締役会は、「株主との建設的な対話に関する方針」として、「株主からの対話（面談）のお申込みに対しては、株主の希望と主な関心事項を踏まえ、合理的な範囲・方法で IR 担当役員、又は IR 担当者が中心となって対応させていただく。」ことを開示させていただいており、**誠実な対応に心がけております。**
- 本議案の内容を定款に定めることとなりますと、特定の株主と当社の全取締役との個別面談が強制されることとなります。
- 当社取締役会は、各株主が当社の各取締役をその職務の遂行の内容及び結果等に基づき評価されることは当然であると考えておりますが、**特定の株主が各取締役を評価するために個別の面談の場を設定することが必要であるとは考えておりません。**

したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。